



山形県公報

平成19年4月13日(金)

号 外(33)

目 次

規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則..... (市町村課) ... 1

規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第69号

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県市町村振興資金貸付規則(昭和38年7月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「準過疎地域振興整備事業、特定施策推進事業、公債費負担適正化支援事業、」を「市町村合併支援事業、財政運営早期是正支援事業及び」に改め、「及び財政健全化対策支援事業」を削り、同条第2項中「準過疎地域振興整備事業、特定施策推進事業、公債費負担適正化支援事業、」を「市町村合併支援事業、財政運営早期是正支援事業又は」に改め、「又は財政健全化対策支援事業」を削り、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 第1項の「市町村合併支援事業」とは、知事が別に指定するやまがた夢未来合併支援地域における市町村が行う市町村の合併に資する施設又は失効前の市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村若しくは市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村が行う市町村の合併に関連する施設の整備事業をいう。

4 第1項の「財政運営早期是正支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 実質的な公債費の負担の適正化を図るための計画(以下「公債費負担適正化計画」という。)を策定し、及び実施している市町村(以下「計画実施市町村」という。)であつて資金の貸付けを受けようとする年度における公債費負担適正化計画の目標をおおむね達成していると知事が認めるもの(以下「計画認定市町村」という。)又は財政状況が特に厳しい市町村であつて自主的に財政の健全化に取り組んでいると知事が認めるものが行う第2項各号に掲げる事業

(2) 計画認定市町村が行う公債費の負担の適正化に資するために実施する資金の借換え

第2条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を削る。

第4条第1項第1号イ中「、同条第3項の準過疎地域振興整備事業、同条第4項第1号の地域活性化推進事業又は同条第6項」を「又は同条第5項」に改め、同号口中「第2条第4項第2号」を「第2条第3項」に、「、同条第5項の公債費負担適正化支援事業又は同条第7項の財政健全化対策支援事業」を「又は同条第4項の財政運営早期是正支援事業」に改め、同項第2号イ中「第2条第7項」を「第2条第4項」に改め、同号口中「第2条第4項第2号、同条第5項第1号及び同条第6項」を「第2条第3項及び第5項」に改める。

第5条第2項に次の1号を加える。

(3) 計画実施市町村にあつては、公債費負担適正化計画の計画期間の最終年度において当該計画の目標を達成できる見込みがあること。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第2条第3項の市町村合併支援事業に係る資金は、第4条第1項第1号口の規定にかかわらず、次の各号に掲

げる事業の区分に応じ、当該各号に定める年度に貸し付けるものについては、無利子とする。

(1) 失効前の市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村が行う事業 平成19年度から平成23年度までの各年度

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村が行う事業 当該合併市町村の合併の日の属する年度以降5箇年度

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の山形県市町村振興資金貸付規則に基づいて既に貸付けしている資金については、なお従前の例による。